

答 申 第 1 1 3 号
平成 2 3 年 8 月 1 日

千葉県公安委員会委員長 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成 2 2 年 6 月 2 3 日付け公委（○警）発第 1 号による下記の諮問について、
別添のとおり答申します。

記

平成 2 2 年 4 月 3 0 日付けで審査請求人から提起された、平成 2 2 年 3 月 4
日付け○警発第 3 6 号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する
裁決について

かつ、本号ただし書に該当しないことが必要である。

イ 審査請求の対象部分を見分したところ、平成〇〇年〇〇月〇〇日に開示請求者以外の第三者から措置者が聴取した内容とそれに関する措置者の助言が記載されており、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、本号ただし書に該当する事情も認められないため、不開示が相当である。

(3) 結論

以上のことから「1 審議会の結論」のとおり判断する。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は下記のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 6月23日	諮問書の受理
平成22年 7月29日	諮問実施機関の理由説明書受理
平成23年 6月20日	審議 (第197回審議会)
平成23年 7月25日	審議 (第198回審議会)